

ラソスポルチクルービ仙台規約

第1章 総則

第1条(活動と名称)

本クラブはクラブチームとして活動し、「ラソスポルチクルービ仙台」と称する。(以後ラソス仙台とする。)

第2条(組織)

U6～8(キッズ)、U9～12(ジュニア)、U13～15(Jr.ユース)で構成する。

第3条(目的)

- 【1】サッカー活動を通して、技術、ルール、マナーを習得し、仲間づくりを進め心身ともに人間性豊かな選手の育成と技術向上を目的とする。
- 【2】サッカー活動を通して、地域社会に貢献することを目的とする。

第4条(活動内容)

- 【1】本クラブは、前条の目的を達成するため以下の活動を行う。
 - (1) サッカー活動
場所・日時 ラソスソサイチ&フットサルフィールド、熊ヶ根コミュニティグラウンド 別途に定める予定で行う。長期休暇中はその限りではない。
 - (2) 地域活動 地域の事業、行事への積極的参加、奉仕活動
 - (3) 指導者の資質向上の為に研修会等への参加、開催。
- 【2】入会資格
 - (1) 本会規約を順守する事を宣誓し、所定の「入団申込書・貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、本クラブに提出し、本クラブ代表者に承認された者。
 - (2) 会費の納入が可能で、スポーツ安全保険(財団法人スポーツ安全協会)に加入できる者。
 - (3) 他のサッカースポーツ少年団や、サッカークラブに入っていない者(2重登録の禁止)。但しラソス仙台サッカースクールについてはこれに該当しない。
 - (4) 上記(1)～(3)を満たした場合に会員(以後、クラブ員とする)として活動に参加する事が出来る。
- 【3】会費納入の義務
本クラブ員は、運営に必要な別途定める会費を納めるものとする。
- 【4】退会及び休部条件
クラブ員及び保護者の退部、休部意志を確認し、所定の「退会・休部届」に必要事項を記入した書面を、本クラブに提出した者。

第5条(任命)

キッズ、及びジュニアの各学年の監督・コーチは代表者が任命する。

第6条(運営委員会)

- 【1】代表者が必要と認めた者で運営委員会を組織する。
- 【2】運営委員会は、本クラブの「運営に関する事項」「指導方針」「指導計画」「事業」等を策定するために構成する。
- 【3】運営委員会は、代表者が必要に応じて招集する。
- 【4】代表者が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第7条(事故・盗難の責任)

- 【1】本クラブは、クラブ員が試合又は練習時の活動中、或いは会場までの移動中に生じた事故等について一切の補償及び責任を負わないものとし、スポーツ安全保険(財団法人スポーツ安全協会)による範囲内で対処する。
- 【2】本クラブ会員は全てスポーツ保険<A1区分>(財団法人スポーツ安全協会)、指導者、本クラブが依頼した審判員は全てスポーツ保険<C区分等>(財団法人スポーツ安全協会)に加入する。
- 【3】本クラブ員、指導者等の集合解散場所と活動場所への送迎は、送迎者と運転手はスポーツ保険<A2区分>(財団法人スポーツ安全協会)に加入する。
- 【4】スポーツ保険<A2区分>(財団法人スポーツ安全協会)に加入している者に限り、本クラブ員、指導者等の送迎ができることとする。
- 【5】本クラブの指導に従わずに発生した事故・盗難については一切の責任を負わないものとする。

第8条(健康管理)

本クラブの活動に参加する者の日常の健康管理については、本人、保護者が責任を持って管理するものとする。

第9条(クラブ員・保護者の役割)

- 【1】ボランティア組織である本クラブの方針を尊重し、クラブ代表者・監督・コーチ等役員の指示に従い、本クラブの活動を支援する。
- 【2】試合参加メンバーや選手起用など試合に関することや指導方針については、全て本クラブ代表者、各学年の監督に一任する。
- 【3】本クラブ活動の全体をクラブ代表者に一任し、本規約を遵守する。

第11条(除名)

本クラブ員が次の事項のいずれかに該当した場合は直ちに除名することができる。

- 【1】本規約に違反したとき。
- 【2】本クラブ費を3ヶ月以上滞納したとき。
- 【3】除名処分になった場合の年間一括納入の費用については、これを返還しない。

第12条(個人情報)

本クラブで知り得た個人情報は、第三者に故意又は過失によって漏洩する、また無断で使用しない。及びその結果として本クラブに損害を与えない。

第2章 会計

第13条(会費及びその他の費用)

本クラブの運営費用は、会員、その他の収入金によりまかなわれる。

【1】会費

《 Jr.ユース 》	入会金 5,000円	年会費 5,000円
Jr.ユース	月会費 6,000円	年一括納入の場合68,400円
《 ジュニア 》	入会金 3,000円	年会費 5,000円
U-12・11・10	月会費 4,500円	年一括納入の場合51,300円
《 キ ャ ッ ヅ 》	入会金 3,000円	年会費 3,000円
U-9・8・7・6	月会費 3,500円	年一括納入の場合39,900円

- (1) 兄弟(男女問わず)で入会の場合は、第2子以降、月会費が該当会費を半額割引される。(兄弟姉妹が同時期に在団している期間を対象とする)
- (2) U10～15までの6年間在籍した選手については、U15に該当する4月1日から1年間の会費の全額を免除する。
- (3) 入会費は、入会申込書と一緒に現金で支払うものとする。
- (4) 年会費・月会費は口座により引き落とされる。
- (5) 本クラブ員が退会される場合、納入された会費等は返金しないものとする。

【2】練習試合・遠征費

- (1) 遠征等による宿泊食事代・大会参加費・ガソリン軽油代・高速代・飲食物代は各学年個人負担とし、事前に金額を提示し、前納とする。(引率指導者の宿泊費、食事代については徴収する費用に含まれないものとする)
- (2) 県外への練習試合による大会参加費・ガソリン軽油代・高速代は各学年個人負担とし、これら経費の合計を当日参加した人数で除した金額(100円未満端数切り上げ)を当日、もしくは後日徴収する。
- (3) 特別活動費ユニフォーム、ジャージ購入等、活動に必要な費用は、別途個人負担とする。(なお、クラブ開設初年度の申込者で代表者が事前に認めたものについては、これに該当しない)